

新潟県障害福祉計画

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

(1) 障害保健福祉施策は、平成15年4月からノーマライゼーションの理念に基づいて導入された支援費制度により、飛躍的に充実しました。

しかし、施設・事業体系が分かりにくい、地方自治体間でサービス提供体制の格差が大きい、増え続けるサービス利用のための財源確保が困難といった問題点が指摘されていました。

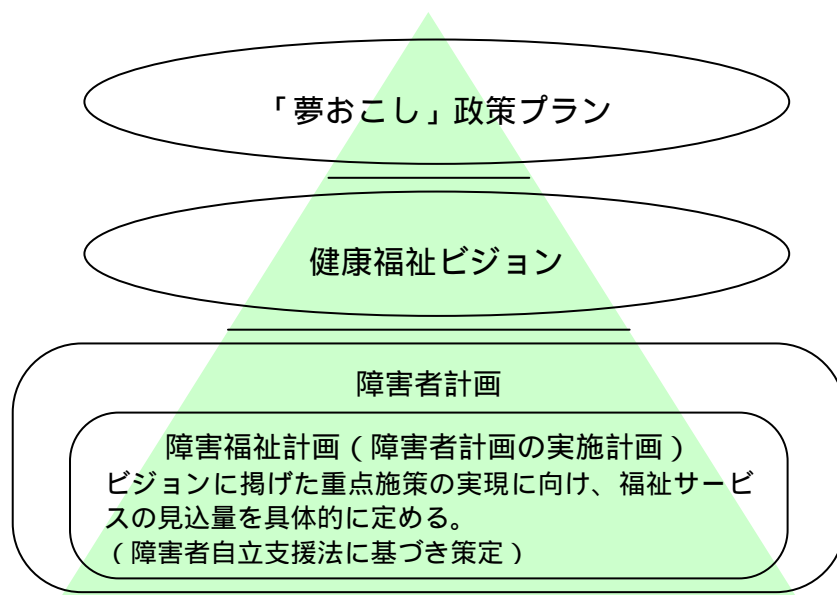
こうした制度上の課題を解決するとともに、サービスを充実し、一層の推進を図るために、平成17年10月に障害者自立支援法が成立し、平成18年4月から順次施行されたところです。

こうした制度の改正に対応し、障害者の多様なニーズに適切に対応できるようなサービスをバランスよく整備し、その情報を的確に提供していく必要があります。

(2) 本計画は、障害者自立支援法に定める障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制を計画的に整備することを目的とします。

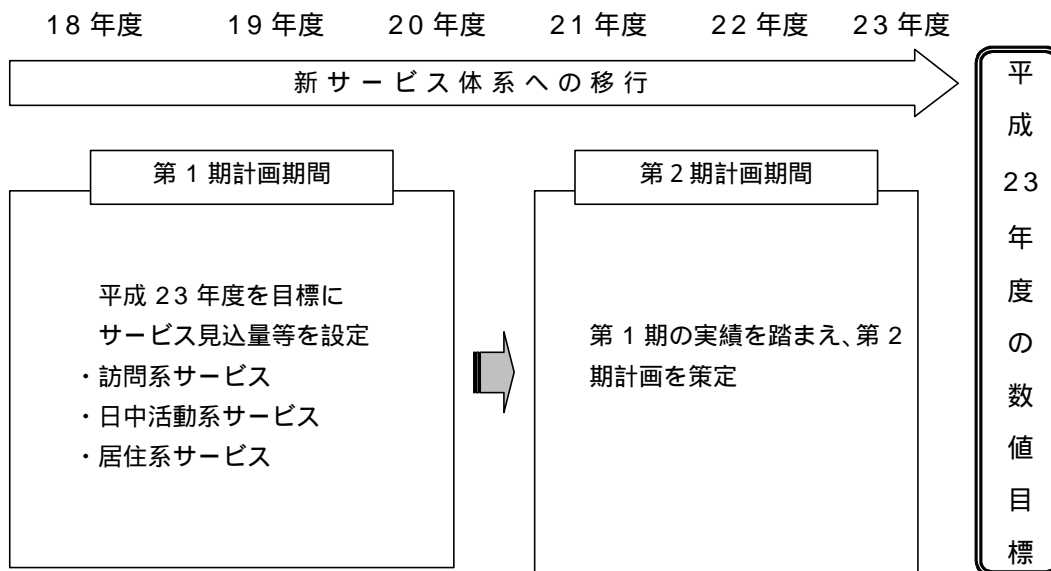
2 計画の位置付け

本計画は、障害者自立支援法第89条に基づき市町村障害福祉計画の達成に資するため作成するものです。また、障害者基本法に基づき、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の自立と社会参加を基本として平成17年度に策定した「新潟県障害者計画」のうち、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画として、位置付けます。



3 計画の目標年度と期間

平成23年度を目標年度とした平成18年度から平成20年度までの3年間の計画期間とします。



4 計画の推進体制

(1) 県

広域的役割

全圏域や複数の市町村に関わる広域的な課題に対する施策を実施するとともに、市町村圏域を超える連携・協働の取組を調整、支援します。

専門的役割

障害福祉サービスの提供体制の確保について中心的な役割を果たす市町村の方針を尊重しつつ、市町村の取組が円滑に行われるよう、人材確保・育成など専門性を活かした技術的支援を行います。

(2) 市町村

住民に最も身近な基礎的な自治体として、障害福祉計画で示された考え方に沿って地域の実情・課題に対応した施策の展開などの取組を行うことが期待されており、県としても支援します。

5 計画の達成状況の点検及び評価

- ・ 「新潟県障害者施策推進協議会」に地域生活や一般就労への移行等について進捗状況を報告し、その意見等を踏まえて、計画の推進に努めます。
- ・ この計画が満了する平成20年度において必要な見直しを行います。

6 区域の設定

障害者自立支援法第89条第2項に規定する、サービスの提供体制の計画的整備のための区域は「新潟県障害者計画」に定めた障害保健福祉圏域とします。

圏域区分	市 町 村 名
下 越	新発田市、村上市、胎内市、聖籠町、関川村、荒川町、神林村、朝日村、山北町、粟島浦村
新 潟	新潟市、五泉市、阿賀野市、阿賀町
県 央	三条市、加茂市、見附市、燕市、弥彦村、田上町
中 越	長岡市、柏崎市、出雲崎町、刈羽村
魚 沼	小千谷市、十日町市、魚沼市、南魚沼市、川口町、湯沢町、津南町
上 越	上越市、糸魚川市、妙高市
佐 渡	佐渡市

障害保健福祉圏域

